

福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例

【条例制定の背景】

1 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成30年法律第28号)〔平成30年5月23日公布・施行〕

(目的) 政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与するため、
衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、
男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする等

2 同法の一部改正 (令和3年法律第67号)〔令和3年6月16日公布・施行〕

(理由) 政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れている。

⇒ 男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備などが必要。

- ① 環境整備 (新第8条) ■ 施策の例示として、家庭生活との両立支援のための体制整備 (議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など) を明記→地方議会の会議規則の改正
- ② セクハラ・マタハラ等への対応【新設】 (新第9条)
■ 防止に資する研修の実施 ■ 相談体制の整備 などの施策を講ずる→国・地方公共団体の責務

【条例制定の経緯】

1 本県議会における議論の高まり

- 県内の某市議会で発生した女性議員に対するハラスメント事案等が報道され、県議会の代表質問等で人権問題として県の対応が問われた。→法務局の人権相談・救済制度及び県弁護士会の人権救済申立制度を仲介→法務局は議会活動に関与しない等、救済困難。
- 地方議会の議員・候補者へのハラスメントは人権問題。県議会自ら根絶に取り組み、女性や若い世代の方等誰でも公職を目指し、政治に直接参画できる環境づくりが必要との議論の高まり。

2 内閣府の実態調査

地方議会で有権者、支援者、議員等からのハラスメント事案が多発している実態が判明。

→アンケートでは女性議員の57.6% 男性議員の32.5% が経験／専用投稿サイトに1か月で1324件の事例が集まる。

3 決議

1及び2を受けて、福岡県議会では、個人の尊厳、人格権等基本的人権の尊重と「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、福岡県内全ての地方議会から議員によるハラスメントや議員及び議員になろうとする方に対するハラスメントの根絶に取り組むことを決議

4 議員提案政策条例検討会議の取組

来年の統一地方選挙に向け早期にその対策を講じるため、本県議会に常設の会派間の協議・検討の場である議員提案政策条例検討会議で検討を重ね、「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」を議員提案で制定(令和4年6月議会) (令和4年7月5日公布)。

福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例

条例のポイント

- 県議会議員及び県議会議員になろうとする者の責務として、
「高い倫理観が求められる立場とハラスメントが人権侵害行為であることを自覚し、全ての人に対してハラスメントとなる（おそれがある場合も含め）言動を慎むべきこと」を規定
→県民にも本条例の趣旨の理解と本条例によるハラスメントの根絶に協力していただくよう要請（票ハラスメントの抑制）
- 県議会議員及び市町村議会議員などに対する**研修の実施**
- 市町村議会を含めた具体の議会関係ハラスメント事案について、弁護士等の外部有識者（第三者機関）に**相談できる体制**を整備
→議員から議員又は議員になろうとする者へのハラスメントはもちろん、有権者や支援者から議員又は議員になろうとする者へのいわゆる票ハラスメントも対象。ただし、市町村議会事案では「議員になろうとする者」からの相談は対象外
(なお、議員から職員へのハラスメントに関する相談体制のあり方は今後の検討課題)

ハラスメントとは

- ① 議会、職場又は地域における優越的な関係を背景とした言動で、相手の政治活動等の環境を害するもの=いわゆるパワハラ
→(当該言動等の当事者の)政治活動上必要かつ相当な範囲を超えたものに限る。
※「政治活動等」=議会活動、議員活動又は選挙活動(準備活動を含む。)その他の政治活動
- ② 政治活動等における性的な言動であって、相手方がその対応により政治活動等において不利益を受ける等、相手の政治活動等の環境を害するもの=いわゆるセクハラ
- ③ 政治活動等における妊娠又は出産に関する言動であって、相手の政治活動等の環境を害するもの=いわゆるマタハラ
- ④ その他①～③に類する「相手方に対する誹謗中傷、事実と反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動」であって、相手方に身体的若しくは精神的な苦痛を与えたり、相手の政治活動等の環境を害するもの →憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超えるものに限る。

ハラスメント事案の相談体制

男女比に配慮し、弁護士等
5～6名を委嘱

相談員グループ

専用回線や窓口等で、人権問題に豊富な知識経験を持つ職員(指定職員)が相談員への取り次ぎや相談日時の調整をします。

相談(秘密厳守)



助言



(必要に応じて)

調査

ハラスメントの有無等を判断

- ▶男性議員から「お茶入れは女性議員にお願いしてるから頼むよ」、「女は若くて顔が良ければ当選できるからいいな」と言われた。
- ▶先輩議員から「なんで〇〇先生が注いでくださったお酒を飲めないのか。男のくせに」と言われた。
- ▶先輩議員と異なる意見を述べると「おい黙れ、若造。全然勉強してないな。おまえは議員に向いてない」と人格を否定する発言をされた。
- ▶妊娠のため規則に従い会議の欠席を伝えると、妊娠したことを批判するような発言や議会への出席を強要するような発言をされた。
- ▶有権者から「選挙頑張って」と言いながら手や背中に触り、抱きつかれた。
- ▶相談・要望に応じることができなかったことを逆恨みされ、事実に基づかない悪評を流布された。等々

(内閣府研修資料より)

県議会による被害防止措置が必要と認められ、かつ、相談者(申立人)が求めるとき
→議長からハラスメントをした相手方に、

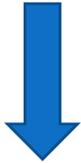
注意 → 中止の求め → 勧告

※さらに、勧告に応じないときは、プライバシーに配慮した上で、必要な事実を公表できる。

市町村議会事案は除く。

県議会関係事案の相談の流れ（相談処理規程等）

相談者からのアクセス



- ① 相談者が専用回線・メールアドレスに相談の申込又は相談室に来訪。
- ② 指定職員が相談概要を聴取し、相談受付票（簡易なもの）を作成
- ③ 指定職員が相談員に連絡。相談日時を調整し、受付票を相談員に引継ぎ（相談場所は、相談者が相談員の事務所又は相談室を選択）

相談当日



- ① 相談員が聞き取り。指定職員は同席するが記録のみ。
- ② 相談者退出後、相談員と指定職員で対応協議

相談事案の調査



- ① 必要な範囲で、ハラスメントの加害者とされる者、現場を見聞した者、議会事務局等の関係者に文書照会、訪問・面談による聞き取り等による調査の実施
- ② 訪問調査は指定職員が随行し、記録係を務める。

相談者への助言



- ① 相談員から相談者に連絡し、日時調整の上、実施（助言への県議会の関与を疑われないため相談員のみで対応）
- ② 相談員から①の結果を指定職員に報告。県議会関係事案の場合、**県議会としての対応（被害防止措置等）の要否**について協議。

被害防止措置等

- ① **加害者が県議会議員の場合等**、相談員が県議会としての対応が必要と判断したものは、指定職員から議長に報告
- ② 議長が策定した防止措置案を代表者会議の議を経て決定。対象議員に通告

～相談体制関係条文（抜粋）～

（相談事案への対応）

第6条 前条第3項の規定による相談を受けた相談員は、当該ハラスメントに関する事実を確認するため、申立人及び申立人がハラスメントを行ったとする者(以下「被申立人」という。)その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うものとする。この場合において、相談員は、議長が認める範囲において、本項に基づく業務を他の調査に関する専門的な知識及び経験を有する者に委託し、又は指定職員に補助させることができる。

2 議長は、本条の規定に基づく相談員の業務遂行の自由を保障し、相談員、相談員の委託を受けた者及び指定職員は、当該相談事案に関する秘密を厳守するとともに、調査その他の相談に関する業務を行うに当たっては、申立人及び被申立人の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。

3 第1項の規定による調査の結果、当該ハラスメントに関し県議会による被害防止措置が必要と相談員が認める場合において申立人が求めるときは、当該相談員は議長にその旨を報告するものとする。

4 相談員は、受けた相談が第3項の規定に該当しないときは、申立人に対し申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。

5 第3項の規定による報告を受けた議長は、必要に応じ、他の相談員その他の者の意見を求めることができる。

6 相談員及び指定職員は、第1項から第4項までの規定に基づく業務を行うに当たっては、あらゆる政党及び会派並びに議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に当該業務を行わなければならない。

（防止措置等）

第9条 議長は、相談員の報告又は意見を踏まえ、当該ハラスメントに係る県議会による対応として必要と認め、かつ可能な範囲において、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求め、又は勧告する等の被害防止措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、あらかじめ代表者会議の議を経なければならない。

2 議長は、被申立人が前項の規定による勧告に応じないときその他ハラスメント被害の継続又は再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、代表者会議の議を経て、相談の内容、調査結果及び前項の措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

条例施行規程（条例第12条）

第3条（除斥）

1 議長が申立人又は被申立人である事案（議長を補助する者に関するものを含む。）

☞ 相談事案への対応に関する「議長」の職務は、「副議長」が代行し、議長は、当該事案に関する被害防止措置が協議事項とされる代表者会議に出席することができない。→当該代表者会議は、副議長が招集し、その会議を主宰する。

2 副議長又は5名以上の所属議員を有する会派の代表者が申立人又は被申立人である事案（これらの者を補助する者に関するものを含む。）

☞ 当該事案の被害防止措置が協議事項とされる代表者会議には、それぞれ当該副議長又は当該代表者は出席することができない。

☞ 代表者会議に代表者が出席できない会派は、他の代表者会議の構成員全員が同意する場合に限り、代理者を出席させることができる。ただし、当該代理者は、他の代表者会議の構成員全員の同意を得なければ発言ができない。

第4条（相談業務を妨げる行為）

条例第8条第3項に規定する相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為として禁じるものを例示規定

(1) 条例第5条第3項に規定する相談の取下げ又は条例第6条第1項に規定する調査の中止を求め、若しくは促す行為

(2) 条例第6条第1項の規定による調査に協力しないよう求め、若しくは促し、又は自己に有利な証言を強要する行為

(3) 条例第5条第3項の規定による相談事案に関し、相談員を介さず、自ら事実の確認をし、若しくは証言を求め、又は条例第5条第2項の指定職員に情報を求める行為

(4) 相談事案に関し、相手方の政治活動の環境を害する事態の発生若しくはそのおそれを告げ、又は危惧させる等の不利益を示唆する行為

(5) 条例及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等の趣旨を踏まえ、個別の相談事案の処理の過程において相談員が中止又は禁止を求める行為

2023統一地方選挙（福岡県）ハラスメントアンケート調査

1 対象

- ① 4月9日実施県議及び4月23日実施首長（3市・7町）選挙候補者
- ② 4月23日実施市町村議会議員選挙候補者

2 アンケート発送日及び締切日

- ① 5月17日発送→締め切り5月29日
- ② 6月中旬予定

3 対象者数

- ① 県議候補者 126名 首長候補者 18名
- ② 市町村議会議員候補種 677名

4 結果

- ① 回答 県議選補者 72名（当選62／落選10）（男性60／女性12）
 - ハラスメントあり 17名 なし55名
- 首長候補者 11名（当選8／落選3）（男性10／女性1）
 - ハラスメントあり 5名 なし6名

※ 回答内容の詳細は、6月9日公表